

7月例会

日 時 令和7年7月15日(火)15:00~17:00
場 所 豊橋商工会議所 3階ホール
参 加 者 33名(30社)

東三河支部の7月例会にて講演会が開催されました。鬼頭秀幸支部長より、「会員の皆さまには、法令講習会を受講いただいているが、今年の7月例会では、東三河総局環境保全課の松下主幹はじめ県職員のみなさまのご協力をいただき、県や各市町村と災害廃棄物協定を締結している愛知県資源循環協会のかかわり方について理解を深めていただき、さらに知識向上につなげていただければと思います。」と開会のあいさつがありました。



あいさつをされる
鬼頭秀幸支部長

[講演1]

「災害廃棄物に係る対応について」

講師：愛知県環境局資源循環推進課
一般廃棄物グループ 主査 八木敏生氏

はじめに、愛知県災害廃棄物処理計画について解説をいただきました。民間事業者の対応としては、県と協定を締結している廃棄物関係団体においては、災害廃棄物処理や資材確保に係る要請に協力できるようにすることとされています。また、災害時の要請に迅速に対応できるよう、平時から訓練への参加を含め準備を実施することが重要であるとの説明がありました。市町村における処理困難物についても、相談を受けられる体制づくりについての準備等を依頼されました。

[講演2]

「産業廃棄物収集運搬業の許可申請・変更届 および欠格要件について」

講師：愛知県東三河総局県民環境部環境保全課
廃棄物対策グループ 主事 鯉江菜衣氏

収集運搬を行う上での許可申請や変更届での手続きについて、また欠格要件に関しても事例を交えながら詳しくご説明いただきました。

その後の質疑応答では「労働安全衛生法が改正され、6月1日以降、熱中症対策の義務に違反した事業者には、6ヶ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金が科せられます。しかし、熱中症対策の義務違反により、廃棄物処理法の欠格要件に該当することとなるのでしょうか？」という質問があり、「同法の規定で拘禁刑の判決を受けた場合は、廃棄物処理法の欠格要件に該当し、罰金刑の判決を受けた場合は、廃棄物処理法の欠格要件には該当しない」という情報も共有されました。講義で得た内容を活用し、より安全で適切な事業運営につなげていければと思います。



愛知県東三河総局県民
環境部環境保全課
廃棄物対策グループ
主幹 松下卓広氏



愛知県東三河総局県民
環境部環境保全課
廃棄物対策グループ
主事 鯉江菜衣氏



愛知県環境局資源循環
推進課
一般廃棄物グループ
主査 八木敏生氏

